

女性医師
就業支援
相談窓口からのお知らせ

子育てサポート企業の厚生労働大臣認定 「くるみん」についてご案内

～「職場ぐるみ」「会社ぐるみ」で仕事と子育ての両立支援に取り組もう～

「くるみんマーク」・「プラチナくるみんマーク」とは？

「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた証です。
次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

この認定を受けた企業の証が、「くるみんマーク」です。平成28年12月末時点で、2,634社が認定を受けています。
さらに、平成27年4月1日より、くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業を評価しつつ、継続的な取組を促進するため、新たにプラチナくるみん認定がはじまりました。平成28年12月末時点で、108社が認定を受けています。

プラチナくるみん認定を受けた企業は、「プラチナくるみんマーク」を広告等に表示し、高い水準の取組を行っている企業であることをアピールできます。



次世代認定マーク（愛称：くるみん）

取得回数に応じてマークの星の数が増えていきます。

次世代特例認定マーク（愛称：プラチナくるみん）

マントの色は12色の中から企業のカラーに合ったものを選びます。

茨城県内の認定企業数（平成28年8月31日現在）

プラチナくるみん認定企業	1社
くるみん認定企業	33社
うち、2回目認定企業	4社
うち、3回目認定企業	3社

詳しくは茨城県労働局のホームページでご覧いただけます。



「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマーク （愛称：トモニン）

企業が介護離職を未然に防止するため、仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組むことを示すシンボルマークです。



一般事業主行動計画

常時雇用する従業員が101人以上の企業は、この行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが義務とされています（100人以下の企業は努力義務）。次世代法は平成37年3月31日まで10年間延長されました。このため引き続き、次世代法に基づき、一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届出を行う必要があります。

ご相談・お問い合わせはこちらから

女性医師就業支援相談窓口ホームページ
<http://www.ibaraki.med.or.jp/women/>
 茨城県医師会 女性医師就業支援相談窓口

☎ 029-241-7467

📠 0120-107-467

📠 029-241-7468

✉ i-dr.support@au.wakwak.com

